

## **[事案 28-178] 新契約無効等請求**

・平成 29 年 3 月 29 日 裁定打切り

### **<事案の概要>**

在日韓国人である申立人が、契約締結時およびその後の 3 度の契約転換時に、漢字を含む日本語の文書は全く読めず、募集人の説明が理解できなかったとして、全ての契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

昭和 53 年 2 月に契約した養老保険について、申込み時およびその後の 3 回の転換時（昭和 60 年 11 月、平成 7 年 12 月および平成 13 年 12 月）において、漢字を含む日本語の文書は全く読めず、募集人の説明が理解できないため、契約内容を誤信していたことから、全ての契約を無効とし、既払込保険料から受領済の給付金を差引いた金額を返還してほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由から、申立人の請求には応じられない。

- (1) 申立人は、契約の申込み時点において、自ら申込書等に署名・押印しており、日本語についても、自ら喫茶店を経営する等、相応の能力を有していた。申込み内容も、死亡保障を要望していた申立人の意向に沿ったものであった。
- (2) 平成 7 年 12 月の転換時には、株式や不動産の取引経験がある等、高度な日本語能力を有していたことが認められる。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約申込み当時の状況を確認するため、申立人の事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、以下のとおり、業務規程第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 当事者から提出された書面からは、申立人が本契約の契約内容を理解していたことを一応推認させる事実も認められるが、申立人に漢字を含む日本語の理解力があつたとしても、その程度は、昭和 53 年、昭和 60 年、平成 7 年、平成 13 年の各段階で大きな差があつたことは推測でき、また、各段階での募集人の説明内容とも関連して、申立人が錯誤に陥っていた可能性を全く否定することはできない。
- (2) この点を審理判断するためには、裁判所において、当時の募集人を証人として呼び出し、申立人とともに、厳格な証拠調べ手続により審理することが適切であると考えられる。
- (3) しかしながら、裁判外紛争解決機関である当審査会には、裁判所におけるような厳格な証拠調べ手続は設けられていないことから、当審査会において、上記事実認定を行うことは困難である。